

『限度額適用認定証』の更新のお知らせ

大分県国民健康保険限度額適用認定証			
有効期限		令和 5年 7月 31日	
交付年月日		令和 4年 8月 1日	
記号	番号 1111111		
世帯主	住所	玖珠町大字帆足268番地の5	
	氏名	みほん 国保 次郎	
適用対象者	氏名	国保 次郎	
	生年月日	昭和 48年 1月 1日	
発効期日	令和 4年 8月 1日		
適用区分	ウ		
保険者番号並びに交付者の名称及び印	440479 玖珠郡玖珠町 印		

令和4年度分『限度額適用認定証』の交付申請を8月1日から受け付けます。必要な方は、福祉保険課 保険年金班（4番窓口）で申請をしてください。

申請時に持ってくるもの ①国民健康保険証

②本人確認ができる顔写真入りの証明書（運転免許証など）

※別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

『限度額適用認定証』ってなに？

医療機関に提示すると、入院でも外来でも、窓口での支払いは自己負担限度額までになります。

ただし、部屋代や食事代などの自費分は対象外です。

注意 国民健康保険税を滞納している世帯には、『限度額適用認定証』を交付できない場合があります。

「自己負担限度額」について

限度額は月ごと、1日から末日までの受診について計算します。

70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方では、下記のように限度額（月額）が異なります。

70歳未満の方の場合（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降（※2）
(ア)901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
(イ)600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
(ウ)210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
(エ)210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
(オ)住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満の方の場合（月額）

所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者		
(Ⅲ)課税所得 690万円以上(※1)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円(※2)〉	
(Ⅱ)課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円(※2)〉	
(Ⅰ)課税所得 145万円以上380万未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円(※2)〉	
一般 (課税所得145万円未満など)(※1)	18,000円 〈年間の上限144,000円〉	57,600円 〈多数回44,400円(※2)〉
低所得者Ⅱ(※3)		24,600円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円	15,000円

(※1) 70歳以上75歳未満の区分(Ⅲ)と一般の方は、認定証は交付されず、保険証の提示で限度額を適用します。

(※2) 過去12か月間で、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

(※3) 低所得者世帯の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されます。